




## 三豊市高齢者緊急通報装置貸与事業の御案内

### 三豊市高齢者緊急通報装置貸与事業とは？

ご利用者様自身のライフスタイルに合った、緊急通報サービスを提供する事業者を選択することができます。

- ・装置をご自宅に設置し、通報や異常があった際には、救急車や協力者に出動を要請するなど、ご利用者様の方が一の事態に対応します。
- ・装置本体の「相談ボタン」を押すと24時間365日相談に応じます。
- ・月1回コールセンターからのお伺い電話により、ご利用者様の日常生活の安否確認を行います。

### 基本サービス内容

病気・けが 緊急通報	健康・日常生活 相談	月1回 お伺い電話
		
病気やけがで救急車を呼んでほしい時などに緊急ボタンを押してください。コールセンターが救急車の出動を要請します。	健康相談、日常生活の困りごと、また日常のちょっとした相談事にも24時間365日対応します。	月1回のお伺い電話により、安否確認を行います。体の具合や生活の不安、最近の出来事など近況をお話ください。

### 利用できる方は？

装置の貸与の対象者は、三豊市にご在住のひとり暮らしの高齢者または、それに準ずる方で、次の各号のいずれかに該当する方です。

- (1) 65歳以上の者で、要介護1～5に該当する旨の認定を受けている方
- (2) 65歳以上の者で、次に掲げる要件のいずれかに該当する方
  - ア 心疾患、脳血管疾患、ぜんそく等の疾患があり、安否確認の必要性が認められる方
  - イ 通常の電話機等によっては、外部との連絡が著しく困難であると認められる方
  - ウ 認知症等を有し、緊急事態に対して適切に行動することができないと認められる方

- (3) その他市長が特別の理由があると認める方

上記の条件にかかわらず、「三豊市身体障害者緊急通報装置レンタル事業」により装置の貸与を受けている方は、対象となりません。

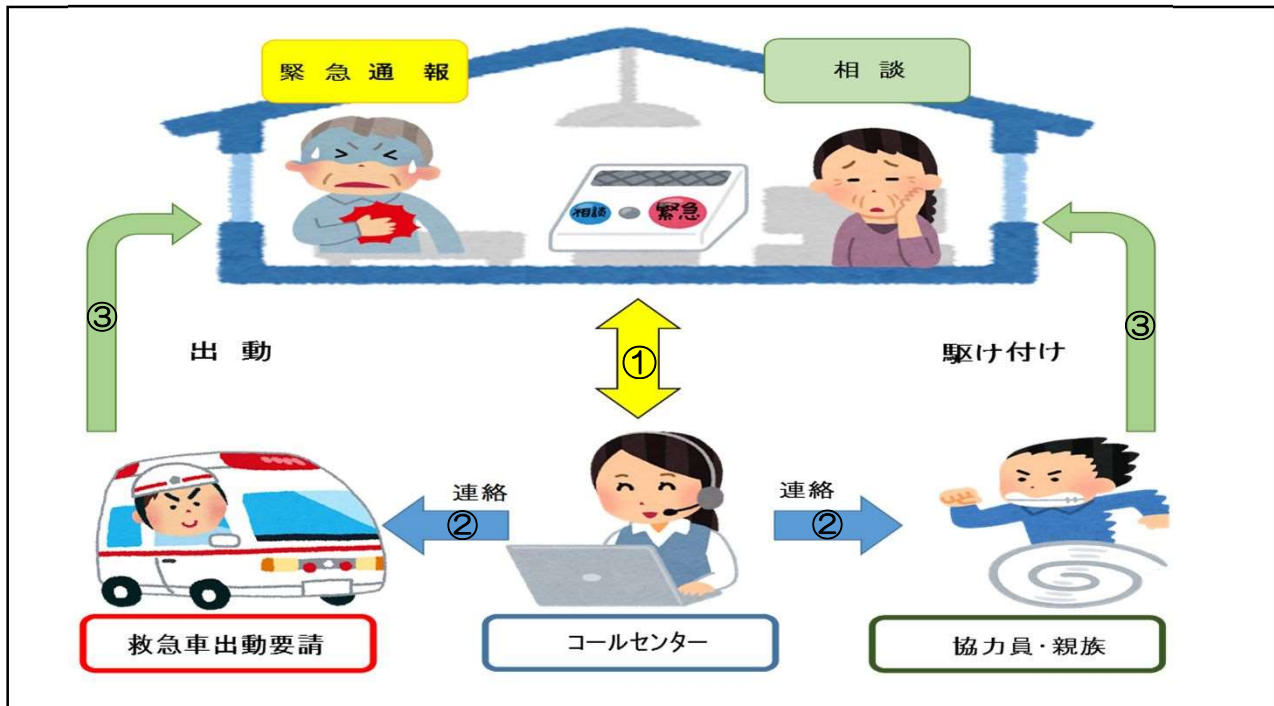
### 費用負担について

区分	利用者世帯の階層区分	利用者負担月額
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による被保護世帯に属する方</li> <li>・当該年度市民税非課税世帯に属する方</li> </ul>	0円 ただし、月額利用料金が2,376円を超える場合は、当該超過額とする。
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度市民税課税世帯に属する方</li> </ul>	月額利用料金の半額 ただし、月額利用料金の半額が1,188円を超える場合は、月額利用料金の半額に当該超過額を加えた額とする。

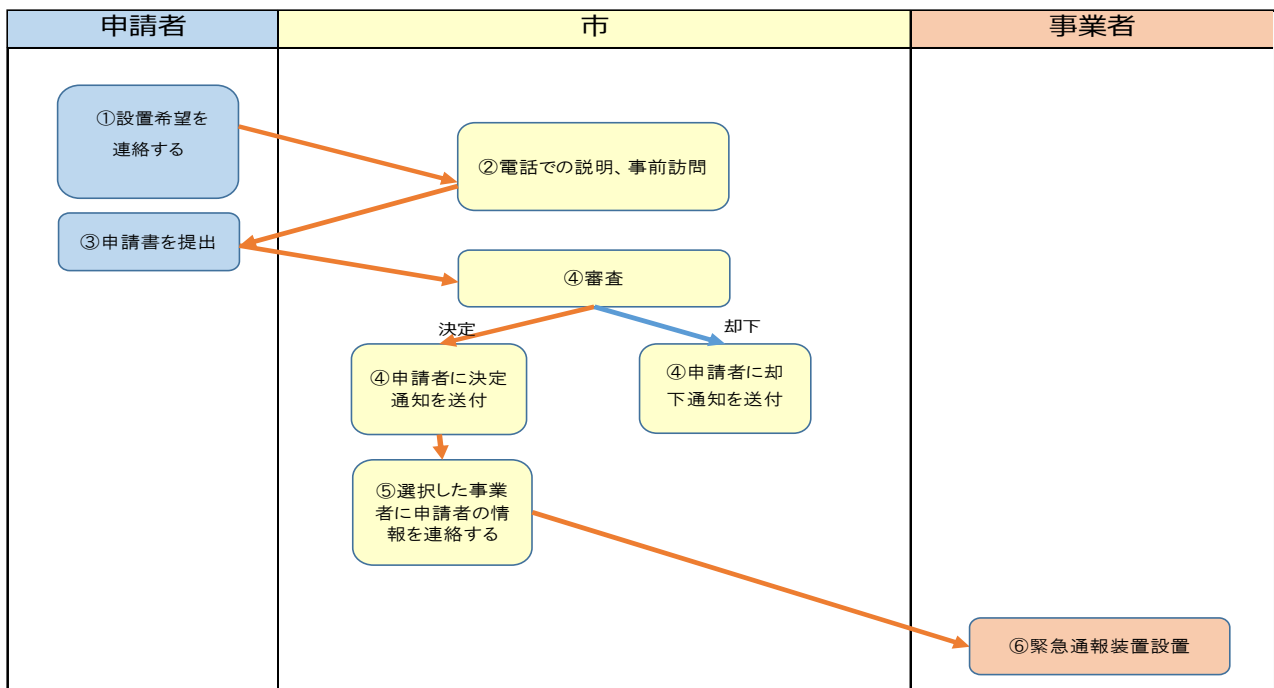
※ 毎年6月に課税状況を確認し、8月分以降の利用者負担額を決定します。

※ 利用者負担額は、契約した事業者に直接支払うようになります。

## 通報の流れは？(フロー図)



## 申請から利用までの流れ



### 【お問い合わせ先】

〒767-8585 住所:三豊市高瀬町下勝間2373番地1

健康福祉部介護保険課 (3階4番窓口) ☎:(0875)73-3017 FAX:(0875)73-3023

※申請書等の様式は、三豊市ホームページからダウンロードできます。